

● 採石法施行規則第11条報告は電子メールでの提出をお勧めします

※これまでの提出方法（郵送）での提出を妨げるものではありません。

- ・採石業を行っている方々には、採石法施行規則により毎年3月末に報告書を経済産業局に提出していただいております。
- ・現在、政府では事業者目線に基づき、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべく議論が進められてきており、規制改革推進会議行政手続部会において取りまとめられました行政手続簡素化の原則の1つに行政手続の電子化の徹底が盛り込まれました。
- ・採石法施行規則11条報告についても行政手続の簡素化の観点から電子メールでの提出を推奨させていただくことといたしました。
- ・近畿経済産業局では、採石法施行規則第11条報告の様式（エクセル形式）を、HP上に掲載させていただいております。

参考：11条報告様式 近畿経済産業局HP掲載箇所

トップページ> 施策のご案内> 資源・燃料> 採石法に係る手続き

https://www.kansai.meti.go.jp/5-2kougyou/saiseki_top.html

● 電子メールでの提出によるメリット

- ・ポストへの投函の手間がかからない
- ・切手不要
- ・提出先へ瞬時に届く
- ・電子データなので修正が楽

【報告書提出先】

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

担当：採石法担当

E-mail: bzl-kinki-saiseki@meti.go.jp

(〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44)